# 公　告

## 諮　事　項

### 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**平成２３年（フ）第３４号**
和歌山県新宮市佐野1030番地の５　メゾネット翠嶺Ｃ棟Ｒ号
債務者　木下　浩之
１　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岩永　勝二
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月19日午前10時
５　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

**平成２３年（フ）第３８０号**
長崎県長崎市岩屋町43番30号　森田アパート３Ｆ
債務者　森　　律子
１　決定年月日時　平成23年10月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　阿部　利雄
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月21日午後２時
５　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第２４０２号**
横浜市金沢区大道１丁目57番13号　伊賀山テラス105号
債務者　前森　広幸
１　決定年月日時　平成23年10月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　菊池　博愛
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月20日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第３５号**
滋賀県甲賀市水口町北脇343番地23
債務者　小林　鹿三
１　決定年月日時　平成23年10月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　永芳　　明
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月13日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第４３９号**
岡山市東区大多羅町112番地14、前住所岡山県倉敷市庄新町８番１－７号
債務者　大塔　弘実（旧姓時光）
１　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川﨑　政宏
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月26日午前11時
５　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第６７０号**
広島市南区比治山町３番６－802号
債務者　保木　久司
１　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松本　　亮
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月20日午後４時30分
５　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第３８９号**
沖縄県那覇市西３丁目11番51－606号高田西マンション
債務者　宮國　一幸
１　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松本　啓太
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月26日午前10時
５　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２３年（フ）第７１号**
兵庫県伊丹市野間北６－４－３、住民票上の住所兵庫県伊丹市中野東２丁目71番地９
債務者　横山　一哉
１　決定年月日時　平成23年10月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　長谷部信一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月12日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２３年（フ）第７５１号**
大阪府阪南市桃の木台３丁目14番地の１
債務者　高山　雅和
１　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐藤　吉浩
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月17日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２３年（フ）第４４３号**
鹿児島県鹿児島市下福元町9057番地　グループホーム桜
債務者　東郷サチ子
１　決定年月日時　平成23年10月18日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松比良　剛
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月20日午後３時
５　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２３年（フ）第２８９号**
奈良県香芝市関屋1359番地
債務者　寿司元こと　元田　庄作
１　決定年月日時　平成23年10月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松井　和弘
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月16日午後１時35分
５　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２３年（フ）第２９４号**
奈良県橿原市南八木町１丁目７番10号　ＴＪハイム203、前住所奈良県磯城郡川西町大字結崎747番地の７　メルベーユ大塚102号
債務者　池本工務店こと　池本　　真
１　決定年月日時　平成23年10月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　髙橋　和宏
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月16日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２３年（フ）第２１７２号**
名古屋市守山区瀬古東３丁目116番地　コーポ瀬尾107号
債務者　石埜　富夫
１　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　横井　研介
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月19日午後１時55分
５　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第２１７３号**
名古屋市守山区瀬古東３丁目116番地　コーポ瀬尾107号
債務者　石埜　康子
１　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　横井　研介
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月19日午後１時55分
５　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第２８４号**
釧路市春採７丁目37番11号
債務者　佐藤　隼二
１　決定年月日時　平成23年10月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小西　憲臣
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月11日午後２時15分
５　免責意見申述期間　平成24年１月９日まで
釧路地方裁判所

**平成２３年（フ）第１６６号**
岐阜県不破郡垂井町2100番地の31
債務者　藤井　伸晴
１　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　一朗
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月18日午前11時40分
５　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係